

京都精華大学転学部および転学科に関する規程

2010年3月15日 制定

(目的)

第1条 この規程は、京都精華大学学則（以下「学則」という。）第28条の2の規定に基づき、転学部および転学科（以下「転学部等」という。）の取扱いについて定めるものである。

(定義)

第2条 転学部等は、移籍を希望する在学生在が、所属の学部および学科から志願する学部および学科に移籍することをいう。

2 本規程に定める転学部等については、同一学科内におけるコースの移籍にも適用する。

(資格)

第3条 転学部等を行うことができる者は、所属の学部および学科に1年以上在籍し、所定の単位を取得している者とする。

2 前項における所定の単位は、各学部教務委員会がそれぞれの学部、学科、コースにおいて最低限必要とする科目および単位数を協議するものとする。

(時期)

第4条 転学部等の時期は、学年の始めとする。

(受入)

第5条 転学部等の受入は原則毎年行うものとする。ただし、学部長が学部、学科における在籍学生数の状況を勘案し、教育上支障が生じるおそれがあると判断した場合に限り、転学部等の受入を行わないことがある。

(志望手続)

第6条 転学部等を希望する者は、次の書類を指定する期日までに志望先の学部長に提出しなければならない。

- (1) 転学部転学科願（所定様式）
- (2) 志望理由書（所定様式）
- (3) 成績証明書
- (4) その他、志望先の学部長が必要と認めるもの

2 転学部等に係る選考手数料は、これを徴収しない。

(選考)

第7条 選考は原則として書類審査および面接等をもって行うものとし、必要に応じて学部、学科、コースにおいて適切と認められるその他の方法を加えることができるものとする。

(合否判定等)

第8条 志願先の学部長は当該学部教授会で転学部等の合否および受入年次について審議する。

2 受入れ側の学部長は前項の審議結果を学長に意見し、学長がこれを決定する。

(移籍手続)

第9条 転学部等を許可された者は、指定の期日までに所定の手続きをしなければならない。

(在学、在籍年数の算定)

第10条 転学部等を許可された者の転学部等以降の卒業必要年数は、「京都精華大学学則」第5条に定める修業年限から転学部等を許可された年次の直近下級の年次数を控除した期間とする。

2 転学部等以降の在籍年数は、転学部等以前の在籍年数を含めて8年を超えてはならない。

(既修得科目および単位の取扱い)

第11条 教授会が教育上有益と認めるときは、転学部等を許可された者が転学部等の前に所属する学部、学科において履修した授業科目について修得した単位を、転学部等先で修得したものとみなすことができる。ただし、転学部等先の教育課程において必要のあるときは、移籍前に修得した授業科目およびその単位を既修得単位として認定しないこともある。

(学籍番号)

第12条 転学部等を許可された者に、移籍先の学籍番号を付番する。

(学費)

第13条 転学部等以降の学費は、「京都精華大学学則」の定めるところによる。

(移籍回数)

第14条 転学部等の回数は、原則として1回とする。

(雑則)

第15条 本規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

(事務担当部署)

第 16 条 この規程に関する事務は、教学グループが担当する。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、「京都精華大学人文学部転学科規程」および「京都精華大学デザイン学部ビジュアルデザイン学科転コース規程」を廃し、2010年3月15日に制定し、2010年4月1日より施行する。
- 2 2011年10月31日改定・施行
- 3 2015年12月7日改定・施行
- 4 2017年3月27日に改定し、2017年4月1日から施行する。